

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿



(ふりがな) ゆうげんがいしゃ あごべん
 一般事業主の氏名又は名称 有限会社 アゴ弁
 (ふりがな) ふじいしょういち
 (法人の場合) 代表者の氏名 代表取締役 藤井祥一
 主たる事業 弁当惣菜の製造、販売
 住 所 〒690-0046
 松江市乃木福富町 735-175
 電 話 番 号 0852-21-3995

一般事業主行動計画を(策定)・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第5項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 118 人 (うち有期雇用労働者 25 人)
 - 〔男性労働者の数 46 人
 - 〔女性労働者の数 72 人
2. 一般事業主行動計画を(策定)・変更)した日 令和 8 年 3 月 26 日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容 (既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 13 年 3 月 31 日
5. 規定整備の状況
 - ① 有期雇用労働者も対象に含めた育児休業制度 (有) 無)
 - ② 有期雇用労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有) 無)
6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 令和 8 年 4 月 3 日
7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用(両立支援のひろば) 自社のホームページ・その他()
 - ② その他の公表方法 ()
8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け ② 書面の交付 ③ 電子メールの送信
 - ④ その他の周知方法 (当社ホームページへの掲載)
9. 一般事業主行動計画を定める際に把握した職業生活と家庭生活との両立に関する状況の分析の概況
 - ① 育児休業等の取得の状況に関する状況把握・分析の実施 (済)
 - ② 労働時間の状況に関する状況把握・分析の実施 (済)
10. 達成しようとする目標の内容 (数値目標で代表的なもののみを記載。)
- ① 育児休業等の取得の状況に関する目標の内容
(計画期間内における育児休業の取得者を男女ともに一人以上とする)
- ② 労働時間の状況に関する目標の内容
(現状の時間外労働の総時間を5%削減する)

一般事業主行動計画の担当部局名	常務取締役
(ふりがな) 担当者の氏名	かなついつこ 金津伊都子

	ケ	こどもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
	コ	労働者がこどもの看護等のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入
	サ	希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施
	シ	子育てのために必要な時間帯や勤務地に関する配慮
	ス	子の心身の状況や労働者の家庭の状況により職業生活と家庭生活との両立に支障となる事情に配慮した措置の実施
	セ	子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施
	ソ	不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施
	タ	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
	チ	出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
	その他	(概要を記載すること)
② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等	ア	時間外・休日労働の削減のための措置の実施
	イ	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
	ウ	短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着
	エ	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
	オ	子を養育する労働者や育児休業中の労働者の業務を代替する労働者に対する心身の健康への配慮
	その他	(概要を記載すること)
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1)	託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供
	(2)	地域においてこどもの健全な育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、こども・子育てに関する地域貢献活動の実施
	(3)	こどもが保護者である労働者の働いているところを見ることが出来る「こども参観日」の実施
	(4)	労働者がこどもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施
	(5)	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進
	その他	(概要を記載すること)

有限会社 アゴ弁 行動計画

従業員が働きやすい雇用環境の整備を行い、その能力を発揮して働くことを目的として、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 内容

目標1：育児休業の取得推進

計画期間内における育児休業の取得者を男女ともに1人以上とする

<対策>

- 令和8年 4月～6月 育児休業・介護休業制度のパンフレット作成、配布
- 令和8年 10月～9年1月 説明会の開催、希望者への面談及びヒアリングの実施
- 令和8年 10月～11月 管理者を対象とした研修の実施
- 令和8年 12月～ 休業取得にかかる相談窓口の設置、周知

目標2：時間外労働の削減

現状の時間外労働の総時間を5%削減する

<対策>

- 令和8年 6月～ 各従業員の業務量の把握・見直し
業務量に応じた勤務シフト表の作成
- 令和8年 11月～ リーダーを対象とした研修の実施（2回/年）
業務の属人化解消を目的とした複数担当者の設置・育成
人手不足に対応する代替要員の育成